

松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン

—岩手県農林水産部森林整備課—

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、松くい虫被害地域において、松くい虫駆除を目的として、松くい虫の被害木（松くい虫の被害が発生している松林を伐採する場合は、健全木を含む。以下「被害木等」という。）を、岩手県松くい虫被害木破砕等処理工場（以下「処理工場」という。）において、チップ、合板用単板及び製材に利用する場合のルールを定めたものです。

なお、松くい虫被害地域におけるアカマツの伐採時期及び処理方法等については、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」（平成21年4月16日森整第65号。以下「伐採作業指針」という。）で定めていますので、遵守してください。

2 アカマツ伐採作業指針と本ガイドラインとの関係性

区分	アカマツ伐採作業指針	本ガイドライン
適用地域	県内一円	松くい虫被害地域※
対象木	健全木	被害木等

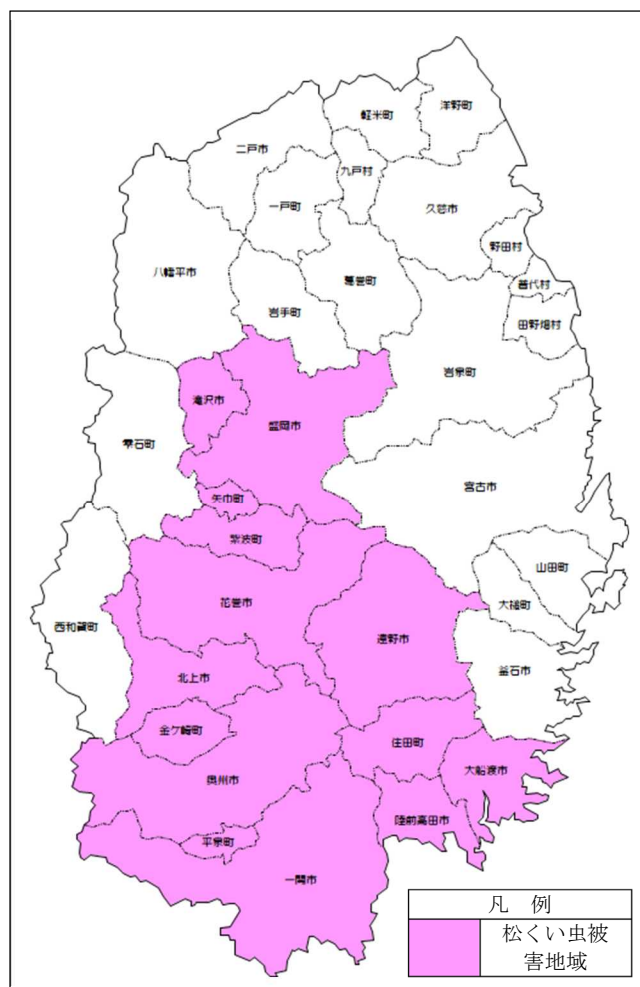
※松くい虫被害地域とは

松くい虫被害が継続して発生している地域（市町村）で、被害の発生状況、松くい虫の生息状況から、県が以下のとおり指定している地域です。

【松くい虫被害地域】

盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町

（伐採作業指針2の被害地域に掲げる市町）



3 被害木等の取扱いと利用駆除

岩手県では、松くい虫被害の拡大を防止するため、森林病虫害等防除法に基づき毎年度、県が告示し、この告示に定める区域（松くい虫被害地域）に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとなっています。

ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を（**未被害地域を經由せず**に）移動する場合は、この限りでないとしています。

このガイドラインでは、1に掲げる被害木等を、**処理工場において**、4に掲げるルールに基づき、チップ、合板用単板及び製材（6に定義するものに限る。以下同じ）に加工するために行う**破碎、切削、熱処理及び焼却する処理**（6に定義するものに限る。以下「利用駆除」という。）を、松くい虫の駆除として位置付けています。

4 チップ、合板用単板及び製材に被害木等を利用駆除する場合のルール

被害木等の利用駆除を目的として伐採及び販売する者（以下「利用駆除者」という。）と処理工場は、以下の（1）～（6）に示す手順で利用駆除を行うものとする。

（1） 処理工場との事前の調整

利用駆除者は、処理工場と事前調整を十分に行う。

被害木等については、松くい虫が羽化脱出する**6月20日**までに処理工場で確実に破碎、切削、熱処理及び焼却する必要があります。

計画的に処理が進むよう、利用駆除者は処理工場と事前の調整を十分に行ってください。
処理工場は県のホームページで公表しています。

（2） 被害木等の伐採

利用駆除者は、被害木等の伐採を**10月から5月**までに行う。

松くい虫の活動時期は**7月から9月**です。

松くい虫は、伐採されたアカマツや枯れかかったアカマツの香りに集まり、産卵しようとすることから、被害木等の伐採は松くい虫の活動時期を避け、**10月から5月**までに行ってください。

（3） 被害木等であることの通知

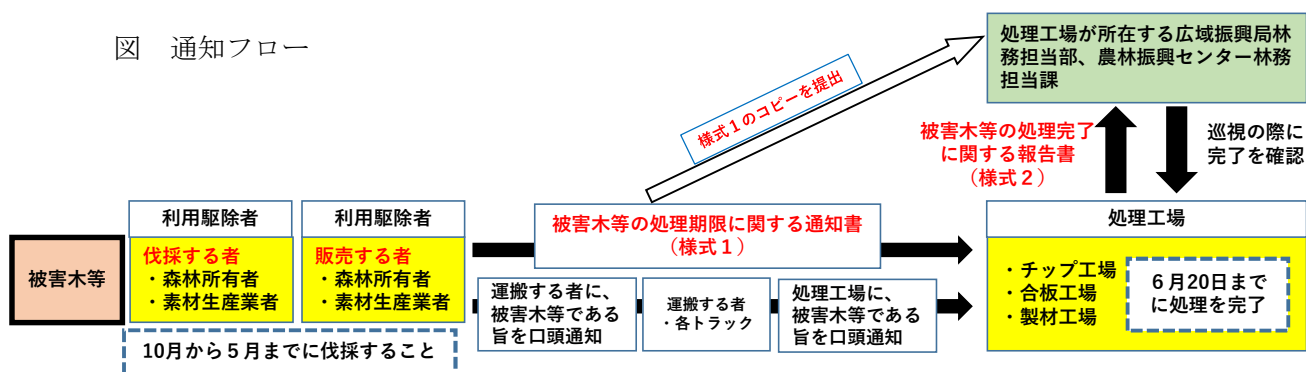
利用駆除者は、処理工場に対し被害木等であることを通知する。

利用駆除者は、処理工場に対し、「**松くい虫被害木等の処理期限に関する通知書**」（様式1）により、松くい虫が羽化脱出する**6月20日**までに破碎、切削、熱処理及び焼却の処理を確実に終えるよう通知してください。

利用駆除者は、通知書のコピーを、処理工場が所在する広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課にも提出してください。（FAX可）

利用駆除者は、通知書とは別に、被害木等を運搬する者に対し、被害木等であることを処理工場に伝えるよう徹底してください。

図 通知フロー



(4) 被害木等の分別管理と明示

処理工場は、被害木等を明示する。

処理工場は、被害木等が6月20日までに確実に処理されるよう分別管理し、被害木等と分かるよう、スプレーや看板等により明示してください。

(5) 被害木等の処理

処理工場は、被害木等の処理を6月20日までに完了する。

処理工場は、利用する被害木等が新たな感染源にならないよう、松くい虫が羽化脱出する6月20日までに破砕や切削、熱処理及び焼却の処理を完了してください。

(6) 処理完了の報告

処理工場は、被害木等の処理が完了したことを県に報告する。

処理工場は被害木等の処理完了後すみやかに「松くい虫被害木等の処理完了に関する報告書」(様式3号)を管轄する広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課あてに提出してください。(FAX可)

広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課では、提出された報告書の内容について、巡視の機会などに確認するとともに、報告書を2年間保管してください。




5 チップ、合板用単板及び製材に利用する被害木の品質

バイオマス発電用チップの場合、針葉が全て(ほとんど)脱落した状態でも、細枝が残った状態までは利用が可能で、それよりも時間が経過し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態になると発熱量が少なくなります。

合板用単板、製材の場合、針葉の色が薄緑～黄緑色の状態など、なるべく生木に近い状態が利用に適しています。

ただし、これらはいくまで品質の目安ですので、実際に利用する場合は、伐採前に処理工場が取扱う品質について確認してください。

【参考イメージ】

		
針葉の色が薄緑～黄緑色の状態	針葉が全て（ほとんど）脱落した状態で、細枝は残った状態	針葉は全て脱落し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態
バイオマス発電用チップ	適	不適
合板用単板、製材	不適	不適

6 本ガイドラインで扱う用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとします。

用語	定義
松くい虫	線虫類を運ぶカミキリムシ類をいう。カミキリムシ類にはマツノマダラカミキリのほか、カラフトヒゲナガカミキリ等も含む。
松くい虫被害	マツノザイセンチュウという線虫が松を枯死させる被害をいう。
被害地域	松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針（平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号）に定める被害地域をいう。
松くい虫駆除	松くい虫を物理的または薬剤で死滅させることをいう。
被害木	松くい虫により枯死した松、松くい虫により変容が生じたと見込まれる松及び松くい虫潜在被害木をいう。
健全木	被害木以外の松をいう。
破砕	木材チップパーを使用して木片の厚さを 15 ミリメートル以下に破砕することをいう。
切削	ロータリーレースをを使用して単板の厚さを 6 ミリメートル以下に加工することをいう。
熱処理	被害木等から加工した直後の板材及び角材を、人工乾燥機の炉内温度 70℃以上で、17 時間以上加熱処理することをいう。
焼却	丸太の加工で生じた端材等を、焼却炉または木屑焚きボイラーに投入して燃焼することをいう。
チップ	厚さが 15 ミリメートル以下となるよう破砕された木片をいう。
合板用単板	厚さが 6 ミリメートル以下となるように切削された単板をいう。
製材	製材機を使用して、丸太から加工した直後の板材・角材を、人工乾燥機を使用して、熱処理された製材品（※）をいう。（加工で生じた端材等は全て破砕または焼却すること。） なお、上記の熱処理基準を満たさない製材品及び人工乾燥を行わない製材品は含まないもの。 ※ 「製材の日本農林規格（平成 19 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1083 号）第 2 条に定義づけられる製材品及び「集成材の日本農林規格（平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号）第 2 条に定義づけられるラミナに加工された木材。

(様式1)

松くい虫被害木等の処理期限に関する通知書

年 月 日

(処理工場) 様

利用駆除者

住所

名称

(TEL - -)

今回、利用駆除する松材には、松くい虫被害木が含まれていますので、下記の処理期限までに破砕、切削、熱処理及び焼却のいずれかの処理を行ってください。

記

1 被害木等の伐採場所、伐採時期及び伐採量

(1) 伐採場所

市町村 地内

(2) 伐採時期

年 月 日 ~ 年 月 日

(3) 納入予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 納入量

トン ・ m³ ※いずれかの単位で記載

(5) 運搬者

※(1)~(5)については、既存の様式を添付する場合、記入を省略することができる。

2 被害木等の処理期限

年 6 月 20 日 (松くい虫の羽化脱出前)

3 留意事項

上記の処理期限までに破砕、切削、熱処理及び焼却の処理を行わないと、松くい虫が羽化脱出し、周辺に新たな松くい虫被害を発生させることから、**処理期限を遵守してください。**

(様式2号)

松くい虫被害木等の処理完了に関する報告書

年 月 日

広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課 あて

処理工場

住所

名称

下記のとおり松くい虫被害木等について、処理を完了したので報告します。

記

1 被害木等の処理完了年月日

年 月 日

2 被害木等の伐採場所等

市町村 地内

3 利用駆除量

トン ・ m³ ※いずれかの単位で記載

広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9925 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3